

常陸大宮市暴力団排除条例を制定しました

を利用して第三者を脅かすことを行わないこととします。

常陸大宮市暴力団排除条例には、罰則や違反者に対する措置はありませんが、茨城県暴力団排除条例（平成23年4月1日施行）には、以下の禁止行為に対し、罰則等が科せられます。

1 不動産の譲渡等をしようとする者が、その不動産が暴力団事務所で使用されることを知っていながら、契約、契約の代理・媒介をすること。

2 事業者が、暴力団に対しその活動を助長するような金品等の提供をしたり、暴力団の威力を利用しその見返りに金品等を暴力団へ提供したりすること。

3 暴力団が、学校、児童福祉施設、図書館等の施設から周囲200メートルの区域内で新たに暴力団事務所を開設または運営をすること。

■問い合わせ・情報提供

安全まちづくり推進課

安全まちづくり推進グループ

☎52-1111 内線112

大宮警察署 刑事・生活安全課

☎52-0110

条例の基本理念

●暴力団を恐れない

暴力団に対し、「存在を許さない」という気持ちを持つことで、そのイメージによる恐怖から脱却します。

●暴力団に協力しない

暴力団の活動を助長するような金銭、物品の提供のほか、暴力団の資金獲得や活動の手助けをする行為を行わないようにしましょう。

●暴力団を利用しない

暴力団に債権の回収や争いごとの解決をさせることや、暴力団と関係があることをほのめかして相手を威圧し、自分に有利となるように物事を進めることなどを行わないようにしましょう。



条例の主な内容

1 市の取り組み

- 県、大宮警察署その他関係機関と連携し、暴力団の排除を推進します。
- 暴力団の利益とならないよう、暴力団と関係のある事業者が市の行

2 市民、事業者の取り組み

- 市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとします。
- 暴力団の排除に有効と思われる情報を知った時は、市または大宮警察署に情報提供するよう努めるものとします。
- 暴力団の活動に協力すること、暴力団に債権の回収、紛争の解決等を依頼すること、暴力団の影響力

常陸大宮市暴力団排除条例について、市民の皆さんからご意見をお聞きするためパブリックコメントを6月11日から7月10日まで、実施しました。お寄せいただいたご意見等はありませんでしたが、慎重に検討し、9月議会で可決され、10月1日から施行となりました。

この条例は、市民の皆さんの安全で平穏な生活の確保及び事業者の事業活動の健全な発展を目的としたもので、市では県や大宮警察署等と連携し、安全で安心なまちづくりを目指していきます。

条例の目的

この条例は、暴力団の排除に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務・役割を明らかにし、暴力団の排除に関する事項を定め、暴力団の排除を推進し、市民及び事業者の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とします。